

新旧対照表

○岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱

新	旧
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(候補者の推薦)</p> <p>第4条 現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、住宅課長、公共建築課長、農政課長、<u>農産園芸課長</u>、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長を含む。)は、別に定める「優良工事施工者表彰選考基準」を満たす工事の施工者について、必要な書類を添えて所管部長あてに推薦するものとする。</p> <p>第5条 略</p> <p>(表彰)</p> <p>第6条 表彰は、委員会において表彰に値する優良工事施工者とされた者に賞状を授与するものとする。ただし、表彰後、表彰を受けることがふさわしくないと判断した場合は、これを取り消すことができるものとする。</p> <p>2 表彰は、部長、現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、住宅課長、公共建築課長、農政課長、<u>農産園芸課長</u>、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長を含む。)によるものとする。</p> <p>第7条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は平成19年5月23日より施行する。 この要綱は平成22年4月1日より施行する。 この要綱は平成28年5月2日より施行する。 この要綱は平成29年4月1日より施行する。 この要綱は令和元年7月30日より施行する。 この要綱は令和3年6月1日より施行する。 この要綱は令和5年3月8日より施行する。 <u>この要綱は令和5年6月22日より施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(候補者の推薦)</p> <p>第4条 現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、住宅課長、公共建築課長、農政課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、を含む。)は、別に定める「優良工事施工者表彰選考基準」を満たす工事の施工者について、必要な書類を添えて所管部長あてに推薦するものとする。</p> <p>第5条 略</p> <p>(表彰)</p> <p>第6条 表彰は、委員会において表彰に値する優良工事施工者とされた者に賞状を授与するものとする。ただし、表彰後、表彰を受けることがふさわしくないと判断した場合は、これを取り消すことができるものとする。</p> <p>2 表彰は、部長、現地機関の長(管財課長、県庁舎建設課長、住宅課長、公共建築課長、農政課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長を含む。)によるものとする。</p> <p>第7条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は平成19年5月23日より施行する。 この要綱は平成22年4月1日より施行する。 この要綱は平成28年5月2日より施行する。 この要綱は平成29年4月1日より施行する。 この要綱は令和元年7月30日より施行する。 この要綱は令和3年6月1日より施行する。 この要綱は令和5年3月8日より施行する。</p>